

都道府県名	通し番号
◎	◎



指定統計  
第10号

昭和25年工業センサス  
小事業所面接調査票

符	号	用
※		

第1部 昭和25年12月末日現在従業員総数8人以下の事業所（製造問屋を除く。）における従業員数および製造品販売額に関する調査

番号	1 事業所名 準備調査名簿の3符号欄に20または21の符号をつけた事業所を転記すること。 (イ)	2 事業所所在地 準備調査名簿から転記すること。 (ロ)	3 符号 準備調査名簿の符号を転記すること。 (ハ)	4 従業員数（12月末日現在）						合 計 (ニ)	5 製造品販売額（1月1日から12月末日まで）			6 主要製品名 5 製造品販売額に記入した製造品または加工品の名称あるいは種類を記入すること。 (ホ)	7 業態符号 該当する欄に○印をつけること。 (ヘ)				
				イ、常用労働者 (職員および労務者)			ロ、個人業主および家族従業員				1. 製造品販売額 仕入販売額は含めないこと。 (ウ)	ロ、加工費収入 他人のものに加工して受取った金額。 (エ)	ハ、修理料収入 他人のものを修理して受取った金額。 (オ)		製 造 卸	販 売 小 売	商 業 内 販		
				男 (ア)	女 (イ)	計 (ロ)	男 (ハ)	女 (ニ)	計 (ヘ)		(カ)	(キ)	(ク)		1	2	3		
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
合 計		事業所 総 数																	

第2部 (イ)第1部で調査した自転車製造事業所および (ロ)主として仕入販売または修理を業とする事業所における購入した、あるいは製造した部分品による自転車の組立販売台数に関する調査

番号	1 事業所名(準備調査名簿の3符号欄に21または30の符号をつけた事業所を転記すること) (イ)	2 事業所所在地(準備調査名簿から転記すること) (ロ)	3 符号(準備調査名簿の符号を転記すること) (ハ)	4 自転車組立販売台数 (ニ)
1				台
2				台
3				台
4				台
5				台
6				台
7				台
合 計		事業所 総 数		台

記入上の注意

- この調査票は一限り作成すること。寫を作ったり、メモを取ったりしてはならない。
- 準備調査名簿の3符号欄に10の符号をつけた事業所は基本調査の対象であるから、この調査票には転記しないこと。20の符号をつけた事業所はこの調査票の第1部に、21の符号をつけた事業所はその第1部と第2部双方に、30の符号をつけた事業所は第2部だけに転記して調査すること。
- 第2部の自転車は車径14吋以上の普通自転車の新車に限り記入すること。従つて、特殊自転車(リンク、競技用車など)、車径14吋未満の兒童用自転車、リヤカー、サイドカーなどの組立販売台数および中古の部分品によつて組立てた自転車の販売台数は含めてはならない。また4欄は台数の記入欄であるから金額を記入してはならない。
- 調査項目については 面接調査実施上の注意 5 調査項目の説明の項を参照して誤りなく調査すること。
- 該当事項のない欄には必ず斜線をひくこと。
- 金額は必ず四單位とし、円未満の端数はこれを切り捨てること。

☆ 市町村で記入する欄			調査実施月日	調査員印
都、市名	区、町、村名	調査区番号	月 日から	
			月 日まで	

通 商 産 業 省

●印の欄は都道府県で記入すること。 ☆欄は市町村で記入すること。 ※印の欄は記入しないこと。

## 面接調査実施上の注意

1. 準備調査員は、受給地区内の準備調査を進めると同時に、面接調査の対象となる事業所（準備調査員心得「工業センサスの概要」2調査の方法（ロ、参照））について、その都道府県所定事項を申告義務者に質問し、既取付の結果は、本調査票の所定欄に調査員自らこれを記入しなければならない。
2. 本調査票は連記式（1事業所について1行き用い、第1部は25事業所まで、第2部は7事業所まで記入できる）であるから、調査員は申告義務者の前向きにこれに記入する場合が起り得る。その際、すでに記入された他の申告義務者に関する記入事項が、面談中の他人の目に触れるおそれがある。調査員各位は、個々の申告義務者の秘密を監守する本工業調査の趣旨に照し、かようなことのないよう格別の注意を賜わりたい。
3. 準備調査員は、この調査票によつて申告された個々の事業所の調査事項の秘密は、統計法および工業統計調査規則によつて保護され、決して課税その他個々の業者の利害関係に影響を及ぼすような目的には使わないことを特に申告義務者に説明し、できるだけ正確な申告を得るよう努められたい。
4. 準備調査員は、面接調査が完了し、準備調査簿との照合（準備調査名簿裏面、準備調査名簿の作り方、5）を済ませたら、面接調査票一收毎に所定の合計欄の計算記入を行い、調査実施月日を記入し、なつ印して準備調査名簿と共に直ちにこれを市町村長に提出すること。
5. 調査事項に関する説明

(1) 第1部（準備調査名簿の3符号欄に20または21の符号をつけた事業所について調査する。準備調査名簿上段の符号のつけ方を参照）

項目 4 従業員数（昭和25年12月末日現在の数を調査記入すること。）

- イ 常用労働者とは、きまつた給与を支拂つて常時雇つている者をいう。臨時または日雇の者でも継続して30日以上雇つている場合はこれを常用労働者に含めること。
- ロ 個人業主および家族従業員 この欄に記入する個人業主とは個人経営の事業所の主人であつてその事業所の実際の業務に従事している者をいう。家族従業員とは個人業主の家族で無給で、かつ常時その事業所の業務に従事している者をいう。従つて業主や家族でもその事業所の実際の業務に従事していない者は含めてはならない。また、家族でもきまつた給与を支給している場合はイの常用労働者に含めること。

項目 5 製造品販売額（昭和25年1月1日から12月末日までの一年間について調査記入すること。）

この項に記入する金額はその事業所に帳簿、記録がない場合は見積金額でも差支えない。

- イ 製造品販売額 この欄にはその事業所の所有に属する原材料で製品を作つて販売した金額の合計を記入すること。従つて仕入れた商品をもそのまま販売した金額は含めてはならない。然し、主として自分で製造して販売する事業所が、その傍ら自分の所有に属する原材料を他に支給して作らせたものも販売した場合には、その金額もこの欄に含めて記入すること。
- ロ 加工賃収入 この欄には他の業者などから支給された原材料や品物に加工して受取つた加工賃の合計を記入すること。
- ハ 修理料収入 製造販売や下請加工のかたわら他人の品物の修理を行い修理料を得ている場合は、その修理料収入の合計をこの欄で記入すること。

注意 一般にハ修理料収入がイ製造品販売額とロ加工賃収入の計より多い事業所は本工業調査の対象とはならないが、次の場合は特例として調査対象となる。

- (1) 各種機械製作修理所（準備調査員心得の三、工業センサスの範囲2のイ（21）参照）に少しでもイ製造品販売額あるいはロ加工賃収入があれば調査対象となる。（従つて、この場合、ハ修理料収入の外イ製造品販売額あるいはロ加工賃収入も調査記入しなければならない。）
- (2) 船舶修理所。船舶の修理に限つて製造とみなすから、船舶の修理によつて受取つた修理料はイ製造品販売額に記入しなければならない。
- (3) 自転車修理店の場合は、ハ修理料収入の方がイ製造品販売額より多ければ面接調査票第1組による調査の対象とはならないが、自転車の組立を行った場合はその組立販売台数だけを面接調査票第2部によつて調査しなければならない。

項目 6 主要製品名

その事業所で製造販売した、あるいは下請加工した製品名を皮革、鞋帽、陶磁器製の食器、眞鍮プレス品などのように具体的な、かつ一般に通用する名称で記入すること。単に皮製品、帽子、陶磁器、金属製品、木製品というような概括的な名称で記入してはならない。何種類かの製品を作つている場合は、販売額の多いものから順次に3、4種程度を挙げればよい。また、ある製品の中間加工とか仕上げ加工だけをやつている場合は、糸染色、電気メッキ、木製家具塗装、扇骨加工、打綿などのように加工の種類を記入すること。

項目 7 業態符号

1 製造卸、製造小売の意味については、準備調査員心得 三、工業センサスの範囲の1の項を参照すること。

- ロ 1 製造卸に○印をつけるのは、その事業所の製造品が主として（5割以上）卸売される場合である。（卸売とは、販売業者、工場、卸店その他の商業的使用者に販売することをいう。準備調査員心得の三、工業センサスの範囲1、(イ)の2参照）
- 2 製造小売に○印をつけるのは、その事業所の製品が主として（5割以上）直接個々の家庭消費者に小売される場合である。
- 3 副業内職に○印をつけるのは、賃金給料を主たる収入源とする世帯あるいは主として農業、漁業に従事する世帯で購入原材料または業者から支給された原材料によつて副次的に製造、加工に従事している場合である。（準備調査員心得 三 工業センサスの範囲1（ハ、参照））

(2) 第2部（準備調査名簿の3符号欄に21または30の符号をつけた事業所について調査をする。準備調査名簿上段の符号のつけ方を参照）

4 項 自転車の組立販売台数 この欄には、その事業所が購入した部分品および製造した部分品によつて組立て販売した新車の台数だけを記入するのである。